

埼玉県報

第 2 6 0 5 号 平成26年6月24日 火 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター東松山事務所)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(利根地域振興センター)
- 杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価準備書の縦覧(環境政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更(都市計画課)
- 川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更(都市計画課)
- 教職員用コンピュータ賃貸借に関する入札公告(高校教育指導課)
- <u>県立学校ファイル共有サーバの賃貸借及び運用管理業務委託に関する入札公告(高校教育指導</u> 課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(西第15区)における選挙会の日時及び場所(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(西第15区)における選挙会の参観人員の制限(選挙管理委員会)

埼玉県告示第九百十二号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

://www.saitamaken-npo.net/)) 方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の により縦覧に供する。 申請書を受理 変更の日 〇情報ステー した日から二月間、 にお の属する事業年度 ション (http ١J て備え置く

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

ー 申請のあった年月日

平成二十六年六月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にんじん畑

三 代表者の氏名

齋藤 はつえ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市道場二丁目十四番地十三号

五 定款に記載された目的

会制度の充実に寄与することを目的とする。 自立と社会参加を支援し、 この法人は、 障害者が地域で当たり前に生きていける新座市をめざし障害者の 障害者と健常者が共に生きる地域社会の自然環境や社

埼玉県告示第九百十三号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す ょ ij

法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款 により縦覧に供する。 申請書 の を受理 変更の におい した日 日 の属 て備え置く方 から二月間、 す る事業年度

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワーカー ズコレクティブてとて

三 代表者の氏名

仲谷 まり

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市中央四丁目六十七番地北本生活館一F

五 定款に記載された目的

域社会を目指 活するために必要な地域生活サポ この法人は、 その近隣の地域住民に対 住みやすく暖かなまちづくりと福祉の増進に寄与することを目 ト事業を行うことで、 Ų 地 域 の 福祉拠点を創設 自分たちで支えあう地 Ų 地 地域で生

埼玉県告示第九百十四号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款 申請書を受理 の 変更の におい 日 した日から二月間、 の属す て備え置く方 る事業年度

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人凛

三 代表者の氏名

船越 英司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字小敷谷七十七番地一西上尾第二団地一 六 $\stackrel{\bigcirc}{=}$

五 定款に記載された目的

この法人は、 どんな障がい を持った方でも、 その人らし L١ 普通に生きる事」

への支援、及び「自殺者を無くす事」を目的とする。

埼玉県告示第九百十五号

出さ 定 款 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れ の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請 たので、 同条第五項におい て準用する同法第十条第二項 の規定により公告す 書が提 ょ ıΣ

お 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川 シ ョ ١١ び翌事業年度 お、 て備え置く ン (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申 請 方法並びにインタ の事業計画書及び活動予算書を、 に係る変更後の定款並 ネッ びに当該定款 ・を利用する方法 (埼玉県NP 越比企地域振 申請書 の を受理 変更の 興センター U 日 た 日 の属 東松 か す Ш 0 ら二月間、 る事業年度 情報ステ 事務所に

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みらい

三 代表者の氏名

河野 富次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字田甲一八一五番地

五 定款に記載された目的

上に寄与することを目的とする。 立した生活を営んでいくことができるように支援する事業を行い、 変更前)この法人は、 高齢者およ び障害の状態に ある人々に対 地 Ų 域 福祉 地域で の 自 向

支援する事業を行 び 高齢者に対 変更後)この法人は、 地域で心豊かに自立した生活を営んで 青少年の健全な育成と地域福祉の 不登校や引きこもりの子どもたち、 ١١ 向上に寄与することを目 くことができるように 子育 7 の 親お

埼玉県告示第九百十六号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の 申請書を受理 変更の日 において備え置く方 した日から二月間、 の属する事業年度

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十八日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バオバブの木

三 代表者の氏名

石戸 真理

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市くすのき台二丁目二十一番三号

五 定款に記載された目的

ことを目的とする。 障害児及び障害者並びにその家族の安定した生活と社会参加の促進に寄与する この法人は、障害児及び障害者に対して、生活支援と就労に関する事業を行い、

埼玉県告示第九百十七号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根域振興センター にお 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 .saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款 申請書を受理した日から二月間、 の)変更の日 いて備え置く方法 ション (http://w の属 す る事業年度

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月十三日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人羽生国際健康福祉事業団

三 代表者の氏名

本澤 史行

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市大字北荻島字小沼二百六十四

五 定款に記載された目的

この法人は、 保 健、 医療又は 福祉 の増進を図る活動を推進し、 市民の健康と心

身の健全育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百十八号

産業団地整備事業について環境影響評価準 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十一条の規定によ 埼玉県公営企業管理者から杉戸町 \mathcal{O} 区域内にお 備 書の 提出が いて ?あった。 行われる杉戸屏風深 輪 地区

なお、 環境影響評価準備書の 縦覧の場所及 び期 間は、 次のとおり で あ る。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

春日部市環境政策推進課

幸手市産業団地整備推進室

杉戸町産業団地拡張推進室

千葉県野田市環境保全課

茨城県境町生活安全課

一縦覧の期間

平成二十六年六月二十四日 (火) から平成二十六年七月二十四日 (木) まで(た

だし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

埼玉県告示第九百十九号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ本庄

埼玉県本庄市寿三丁目二百六十九番一外四十五筆

口 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 五〇〇台

(変更後)位置 図面省略 収容台数 四五〇台

八 変更年月日

平成二十七年一月三十一日

二 届出年月日

平成二十六年五月三十日

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター 本庄事務所

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺 て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百二十号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウト レッ ۲ パー ク入間、 コストコホー ルセー ル 入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) フロンティ · ア不動· 産投資法人 執行役員 亀井浩彦

(変更後) フロンティ ア不動 産投資法人 執行役員 永田和一

八 変更年月日

平成二十六年四月一日

二 届出年月日

平成二十六年六月三日

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺 て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百二十一号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS川越

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番一外

口 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)位置 図面省略 面積 四六三平方メートル

(変更後)位置 図面省略 面積 四八六平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる 時間帯

(変更前)荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四(午前六時から午前八時三十分)

荷さばき施設五 午前六時から午前八時三十分

変更後)荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設五 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設六 午前六時から午後十時

八 変更年月日

平成二十七年二月二十七日

二 届出年月日

平成二十六年六月十六日

一縦覧期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

対 し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。 県に

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百二十二号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯能シルクビル (サビア飯能)

埼玉県飯能市南町百五十番地の一

口 変更の概要

大規模小売店舗に おい て 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社い なげ 10 代表取締役 遠藤正敏 外計二十五者

(変更後)株式会社い なげ ₽ 代表取締役 成瀬直人 外計十九者

八 変更年月日

平成二十六年五月一日

二 届出年月日

平成二十六年六月三日

二縦覧期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百二十三号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯能シルクビル (サビア飯能)

埼玉県飯能市南町百五十番地の

ロ 変更の概要

大規模小売店舗にお ١١ て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)株式会社いなげや

午前十時 (年間九十日午前九時) から午後十時

(変更後)株式会社いなげや

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)駐車場ナンバー _ 午前九時三十分(年間九十日午前八時三十分)

から午後十時三十分

(変更後) 駐車場ナンバー 午前八時三十分から午後十時三十分

八 変更年月日

平成二十六年六月十六日

二 届出年月日

平成二十六年六月三日

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持 の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

1 意見書提出期間

意見書提出先平成二十六年六月二十四日から平成二十六年十月二十四日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百二十四号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇一三 一六 〇号

雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市北根字東二百九十三 外六筆

 \equiv 雨水流出抑制施設の容量

六百七十八・四立方メートル

埼玉県告示第九百二十五号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

許可番号

第二〇一三 一七 〇号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二 外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 八百四十八立方メートル

埼玉県告示第九百二十六号

に関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

都市計画の種類及び名称、 公聴会の期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

一 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

_	番 号	
幸手	都市計画	
宮 杉 幸代 戸手町 町 市	市町村名	
「方 発 域 「 区 分 び 整 前 区 保 備 、 分 の 開 区	種類及び名称都市計画の	
午後二時から日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	期日及び時間	公陆
会議室とフター地の	場所	公聴会
ま 六 月 元 か 六 月 元 か ら 月 二 十 元 円 元 円 日 年	提出期間	公述中
設ま備町計設課備埼 課ち課都画経、部玉 づ、市課済幸都県 く宮施、部手市都 り代設杉都市計市 建町整戸市建画整	提出先	公述申出書
まで、カカリンのカッツの大のカックのカックの大のカッツの大のカッツの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックのカックの大の大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大のカックの大の大の大の大のカックの大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大	閲覧期間	都市計画
建町整戸市建務戸課備埼設ま備町計設所県、部県 設ま備町計設所県、当場部県 ままままでは、土場都県 で、市課済幸整玉市都 く宮施、部手備県計市 り代設杉都市事杉画整	閲覧場所	都市計画の構想

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

別紙

- *「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
 - (1)400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
 - (2)かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第九百二十七号

に関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

平成二十六年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

都市計画の種類及び名称、 公聴会の期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

一 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

_	番号	
川越	都市計画 名	
川日川島高越町市市	市町村名	
「方発域「 区分 び を を 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	種類及び名称都市計画の	
午 七月二十 後三時から ら	期日及び時間	公時
- 二階会議室 川島町コミュ	場所	公聴会
ま 六 か 六 平 で 年 ら 月 元 日 元 十 八 二 日 十 日 十 日 年	提出期間	公述中
備川都市計市課備埼 課島市都画計、部場 町計市課画川都県 ま画整、部越市都 ち課備日都市計市 整、部高市都画整	提出先	公述申出書
ま 六 か 六 月 平 で 年 ら 月 二 円 成 二 十 八 円 日 年	閲覧期間	都市計画
町計市課画川整県事飯務越課備埼 ま画整、部越備東務能所県、土埼都県 ち課備日都市事松所県、土埼都県 整、部高市都務山、土埼整玉市都 備川都市計市所県埼整玉備県計市 課島市都画計、土玉備県事	閲覧場所	都市計画の構想

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

別紙

- *「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
 - (1)400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
 - (2)かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第九百二十八号

平成二十六年六月二十四日一般競争入札に付する。

埼玉県知事 上 田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 教職員用コンピュータ賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年11月1日(土)から平成31年10月31日(木)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第 1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者である こと。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 相浦、山本 電話048-830-6625 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月5日(火)午後2時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月4日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月5日(火)午後1時 30分まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成26年8月5日(火)午後2時 30分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年7月18日(金)午後2時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年7月22日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-93

- 01 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775 (直通)) へ提出すること。
- (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to thin client systems for 179 schools.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 2:00 p.m. August 5, 2014, By mail; 5:00 p.m. August 4, 2014, In person; 1:30 p.m. August 5, 2014.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625.

埼玉県告示第九百二十九号

平成二十六年六月二十四日一般競争入札に付する。

埼玉県知事 上 田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校ファイル共有サーバの賃貸借及び運用管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年11月1日(土)から平成29年12月31日(日)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第 1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ た者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- (6) ISMS認証又はプライバシーマーク等の個人情報保護に関する認定を取得している者であること。
- (7) 本調達案件に係る機器を第三者をして貸付けさせようとする者にあっては、 当該機器を自ら貸付けする能力を有するとともに、第三者をして貸付けさせる 能力を有することを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 相浦、山本 電話048-830-6625 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月5日(火)午前10時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月4日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月5日(火)午前9時 30分まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成26年8月5日(火)午前10時 30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で平成26年7月18日(金)午前10時までに提出し、競争入 札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なけれ ばならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求めら れた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年7月22日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to file server system for educational institutions
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:00 a.m. August 5, 2014, By mail; 5:00 p.m. August 4, 2014, In person; 9:30 a.m. August 5, 2014.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625.

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年六月十八日

指令川建セ第二四 一四四二号

一 検査済証番号

平成二十六年六月十八日

川建セ第二六 一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字大ケ谷戸五七五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山町二丁目一番二五号 えふ が I で ん B 二

藤井孝丞

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第九十六号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十五年四月二十二日

指令川建セ第二四 一五一 号

一 検査済証番号

平成二十六年六月十八日

川建セ第二六 四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三六八五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷一四八番地一

関口孝司

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第九十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十五年一一月十八日

指令川建セ第二五 九九 号

一 検査済証番号

平成二十六年六月十九日

川建セ第二六 四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五三番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野三丁目一四番地一 パストラルBニ

根岸義典

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第九十八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年六月九日

指令川建セ第二四〇一六一一号

一検査済証番号

平成二十六年六月十九日

川建セ第二六 三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字原一四八九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県新座市野火止一丁目十一番十一号

新井 貴美恵

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第九十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十五年七月一日

指令川建セ第二五〇〇一五〇号

一検査済証番号

平成二十六年六月十九日

川建セ第二六 三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字西原一七七番四、 一七八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市人見二三二番地

野口誠

埼玉県選管告示第四十五号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(西第十五区)におけ

る選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

日時 平成二十六年六月二十九日 午前十時

一 場所 小川町役場三階大会議室

埼議選西第十五区告示第三号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(西第十五区)におけ

る選挙会の参観人員を三十人に制限する。

平成二十六年六月二十四日

埼玉県議会議員補欠選挙西第十五区選挙長 正 木 佳